

(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
特別支援学校センター的機能充実事業(特別支援教育室)	地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等からの要請に応じた情報提供・助言を行います。	1,017

② 専門教員の養成・確保

(あ) 長期研修派遣

県の課題に基づき専門的研修を行い、県の特別支援教育の振興に寄与するとともに、今後の特別支援教育に関する指導的立場に立つ者を養成するため、現在、特別支援教育を担当している教員はもとより、それ以外の教員からも広く人材を求め、1年間島根県教育センター等に長期研修生として派遣しています。

また、各種障がい種別ごとの専門的研修を深めるため、国立特別支援教育総合研究所へ2か月間専門研修生として派遣しています。

(い) 教員研修の充実

受講者のニーズを把握し、幼児児童生徒への具体的な支援につながる講義や演習・協議を行い、特別支援教育に関する専門性・指導力の向上を図ります。

(う) 免許法認定講習の開催

教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、一種及び二種免許状の取得に必要な単位の修得及び現職教員の資質の向上を図るため、講座を開設します。

(え) 教育研究団体の研究報告活動の充実

各学校における校内研修の充実とともに、各教育研究団体において活発な研究活動が進められてきました。

今後、一層大きな効果を上げるために、研究課題を明確にし、今日的な課題に即して、より実践的な研究が推進されるよう指導・助言に努めます。

7 教育ビジョン21を推進するうえで基盤となる取組

(1) 県民と一体となった教育行政の推進

平成20年3月に改訂を行った「しまね教育ビジョン21」に基づいた教育施策の目的・内容などについて、県民に積極的に広報を行うとともに、平成14年度に条例制定した「しまね教育の日」の活用を通じた広報・広聴活動を実施します。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教育ビジョン進行管理事務(総務課)	「しまね教育ビジョン21」に基づき、特色ある島根の教育を推進するため、外部有識者で構成する審議会を開催しビジョンの進行管理を行います。	519
教育広報・広聴事務(総務課)	「教育しまね」の発行による県教育行政の施策紹介や、教育に関する統計資料をまとめた「島根の教育」などを発行し、広く県の教育行政の広報活動を実施します。また、インター	教育しまね 1,400

	<p>ネットを通して教育行政施策の紹介や活動内容を随時紹介します。</p> <p>【発行する印刷物等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育しまね」（A3版、施策紹介） ・「島根の教育」（A4版、施策・事業、統計資料など） 	島根の教育 600
しまね教育の日推進事業（総務課）	「しまね教育の日（11月1日）」及び「しまね教育ウィーク（11月1日から11月7日）」に、教育を考える場を集中的に設けることにより、地域、家庭、行政が一体となって教育に携わることを目的にした啓発のための事業を実施します。	920

（２）公立学校等教育施設・設備の整備

（ア）県立学校の教育環境の整備

児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、耐震性能の劣る施設の補強工事をはじめとした施設の整備を行うとともに、多様化する教育に対応できるよう、施設設備の整備など充実した教育環境の整備を行います。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
高等学校校舎等整備事業 (教育施設課)	<p>教育環境の改善と施設の安全性を確保するため、老朽化した校舎・屋内運動場等を計画的に改築整備します。</p> <p>また、児童生徒の安全確保のため、耐震性能の劣る学校施設の耐震補強工事等を計画的に実施します。</p> <p>(あ) 耐震対策事業 (い) 松江工業高等学校整備事業 (う) 横田高等学校整備事業 (え) 大東高等学校整備事業 (お) 浜田高等学校整備事業 (か) 出雲工業高等学校整備事業</p>	<p>H23 当初 1,993,856</p> <p>H22 繰越 1,072,111</p>
特別支援学校校舎等整備事業 (教育施設課)	<p>教育環境の改善と高等部生徒の急増に対応するため、校舎等の改築及び仮設校舎の整備を行います。</p> <p>(あ) 松江養護学校高等部生徒急増対策事業 (い) 出雲養護学校高等部生徒急増対策事業 (う) 石見養護学校整備事業 (え) 浜田養護学校生徒急増対策事業</p>	<p>H23 当初 549,458</p> <p>H22 繰越 72,625</p>
産業教育設備整備事業（教育施設課）	優れた人材を育成するため、産業教育用の実習装置を専門高校へ整備します。	H23 当初 171,832

普通高校等情報教育機器整備事業 (教育施設課)	情報教育を行うためのコンピュータ教室を、普通高校及び特別支援学校に整備します。 また、県立学校の各教室からインターネット等が利用できるように情報通信ネットワークの整備を行います。	H23 当初 80,216
学校施設バリアフリー化事業 (教育施設課)	障がいを持つ児童・生徒などが、より広く教育を受けることが可能となるように、必要に応じてエレベータ設備、多機能トイレ等を整備します。	H23 当初 152,375 H22 繰越 813,468
校舎等大規模修繕事業 (教育施設課)	建築後おおむね15年以上経過した校舎等の屋根・外壁・建具・設備を総合的にリフレッシュし、建物の耐久性・安全性を高めるとともに、教育環境の向上を図ります。	H23 当初 252,391 H22 繰越 243,367

(イ) 公立小中学校施設の整備

公立小中学校施設の整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱等に基づき、学校施設整備に要する経費に対し、国がその一部を負担又は定められた方法により交付金を交付しています。

① 国庫負担金関係

- (あ) 公立小学校校舎の新・増築事業 負担率 1/2 (離島・原力 5.5/10)
- (い) 公立小学校屋内運動場の新・増築事業 負担率 1/2 (離島・原力 5.5/10)
- (う) 公立中学校校舎の新・増築事業 負担率 1/2 (離島・原力 5.5/10)
- (え) 公立中学校屋内運動場の新・増築事業 負担率 1/2 (離島・原力 5.5/10)
- (お) 公立小・中学校統合校舎等の新・増築事業 負担率 1/2 (離島・過疎・原力 5.5/10)
- (か) 公立小・中学校統合屋内運動場の新・増設事業 負担率 1/2 (過疎・原力 5.5/10)

② 安全・安心な学校づくり交付金関係

- (あ) 義務教育諸学校等危険建物の改築事業 算定率 1/3 (離島・過疎・原力 5.5/10)
- (い) 義務教育諸学校等不適格建物の改築事業 算定率 1/3 (離島・過疎・原力 5.5/10)
- (う) 義務教育諸学校等の地震補強事業 算定率 1/3 (地震特措 1/2or2/3、原力 1/2)
- (え) 公立小・中学校等建物の大規模改造事業 算定率 1/3
- (お) 公立小・中学校等の屋外教育環境整備事業 算定率 1/3
- (か) 公立小・中学校へき地寄宿舍の新・増築事業 算定率 1/2 (過疎統合・離島・原力 5.5/10)
- (き) 特別支援学校建物の新・増築事業 (幼稚部・高等部) 算定率 1/2
- (く) 公立幼稚園園舎の新・増築事業 算定率 1/3
- (け) へき地教員宿舍等整備事業 算定率 1/2 (過疎統合・離島 5.5/10)
- (こ) 公立小・中学校等へき地集会室等の新・増築事業 算定率 1/2 (離島 5.5/10)
- (さ) 義務教育諸学校学校給食施設等の新增築事業 算定率 1/2
- (し) 義務教育諸学校学校給食施設等の改築事業 算定率 1/3
- (す) 義務教育諸学校水泳プール新改築事業 算定率 1/3 (地震特措 1/2)
- (せ) 公立中学校武道場の新改築事業 算定率 1/2 (新築) 1/3 (改築)

- (そ) 義務教育諸学校屋外運動場照明施設新改築事業 算定率 1/3
(た) 地上デジタル放送対応のためのアンテナ等整備事業 算定率 1/2 (離島・へき地 2/3)
(ち) 太陽光発電導入事業 算定率 1/2

(ウ) 公立文教施設等災害復旧事業

① 公立学校の施設等の災害復旧に要する経費

(あ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法にもとづき、国が2/3 (離島は4/5) を負担 (補助) します。

一つの学校ごとに対象となる被害額 (査定工事費) は以下のとおりとなります。

○建物、工作物、土地の各施設区分ごと、県立学校80万円以上、市町村立学校40万円以上

○設備については、県立学校 60万円以上、市町村立学校 30万円以上

(い) 上記 (あ) において、被害をもたらした災害が「激甚災害」として指定された場合、激甚災害法にもとづき、国庫負担率が嵩上げされます。

(う) 社会教育施設の災害復旧については、被害額が60万円以上で、被害をもたらした災害が「激甚災害」として指定され、その施設の設置者である地方公共団体が「特定地方公共団体」として指定された場合、激甚災害法の定めるところにより、国が2/3を補助します。

(エ) へき地学校の整備

へき地学校の設備等の整備については、補助要綱により、へき地における教育水準の向上を図るため、教育環境の整備に要する経費に対し国が補助します。

(オ) 理科教育等設備の整備

科学技術教育の基盤となる理科教育及び算数・数学教育のための設備を整備するため、国がその整備に要する経費の1/2を補助します。

(カ) 産業教育施設・設備の整備

国が交付する地域自主戦略交付金によって、県立高等学校の産業教育のための実験実習施設等を整備します。

① 一般施設

農業、工業、商業、水産、家庭、情報又は福祉に関する学科もしくは総合学科 (職業科目 25 単位以上開設) を設置している高校において、科目群ごとに掲げる施設と施設に付帯する廊下・階段等の整備を行います。

② 特別装置

高等学校 (専攻科含む) において、産業教育のための実験実習に必要な装置等のうち産業教育のための実験実習施設と一体として使用される装置等の整備を行います。

(3) 魅力ある県立学校づくりの推進（県立高校の再編成等）

平成21年度以降の県立高校の再編成については、「魅力と活力ある県立高校づくり検討委員会」（平成20年3月）からの答申を踏まえ、平成21年2月「県立高等学校再編成基本計画」を策定しました。今後、個別具体の計画については、地域の状況も踏まえながら、逐次策定し、公表、実施していきます。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額（千円）
離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業 (県立学校改革推進室)	離島・中山間地域の高校において、高校と町村が連携して実施する高校魅力化・活性化の取り組みを支援し、魅力と活力ある高校づくりを推進します。	22,500
県立学校再編成に係る通学費等貸付事業 (県立学校改革推進室)	県立学校の統合再編成の実施に伴い、遠距離通学又は自宅外からの通学が必要となる生徒のうち、所得などの一定の要件を満たす者に対し、通学費等を貸与します。	1,512
島根中央高校統合再編成事業 (県立学校改革推進室)	川本高校と邑智高校との統合により開校した島根中央高校の通学及び部活動の生徒移送のため、マイクロバス（2台）を運行します。	5,557

② 学級編制等

平成23年3月の県内中学校卒業生は、前年度に比べ224名減少すると見込まれたため、県内各地域の入学志願者数の見込みや私立高等学校との入学定員の割合等を考慮して、県立高校の入学定員を全日制課程で3学級120名減じました。

③ 教職員定数

平成22年度県立高等学校（全日制、定時制及び通信制）の教職員条例定数は、教育職員が、教員（校長、教頭、教諭及び養護教諭等）1,508名、実習助手130名、合計1,638名となり、事務職員等196名となりました。

また、特別支援学校の教職員条例定数は、教育職員が、教員（校長、教頭、教諭及び養護教諭等）814名、実習助手28名、寄宿舎指導員115名、計957名、事務職員81名となりました。

④ 県立学校の再編成

（関係データ「募集学級数の増減（学校別）」「学級数の推移（学校別）」については、資料編に掲載します）

(4) 定時制・通信制教育の充実

(ア) 定時制・通信制教育の改革

定時制・通信制課程のあり方については、平成14年11月、「定時制・通信制課程再編成検討委員会」（平成13年11月設置）より「自由な学びを応援する高校を目指して～新しい時代の定時制・

通信制教育～」と題する答申を受け、平成18年3月「一人ひとりの学びを実現する単位制高等学校 東部独立校・西部拠点校（仮称）設置基本構想」を策定し、設置に向け具体的な検討と諸準備を進めてきました。東部独立校は、定時制と通信制課程の学習選択制をとる宍道高等学校として平成22年4月に開校しました。また西部拠点校においては、浜田高等学校を西部の拠点と位置づけ、平成24年4月に夜間部のみであった定時制課程に、昼間部を設置することで2部制に拡充するとともに、新たに通信制課程の開設を予定しています。

定時制課程では、少人数指導によるきめ細かい指導を行っています。また、他部履修や定通併修等により3年間で卒業することもできます（3修制）。通信制課程では、中学校での学習内容との接続を意識した学校設定科目を開設したり、協力校に通う生徒を対象とした集中スクーリングを実施しています。

（イ）定時制・通信制教育振興施策

近年、全日制課程からの転編入学が増える一方、勤労と学業の両立の困難さや修学意欲の減退などによって退学する生徒もいます。

学校においては、生徒の能力や適性に対応した学習内容の精選と指導法の改善に努力を払い、生徒との温かい人間的な触れ合いをもつよう十分配慮して指導に当たっており、次のような施策を行っています。

（あ）島根県教育課程審議会答申に基づく施策の推進

（い）教科書・学習書の無償給与

（ア）通信制

有職生徒のうち、希望する者で、規定単位を修得した者に対して教科書・学習書を無償する

（イ）定時制

有職生徒のうち希望する者に対して教科書を無償給与する

（う）修学奨励費の貸与

経常的収入を得る職業に就いている者で年間収入金額が規定以下の者に貸与し、卒業すると償還は免除する。平成14年度入学生から月額14,000円。

（5）へき地教育の充実

（ア）へき地教育振興施策

本県の小・中学校の約32%（平成23年度）が国指定のへき地学校であり、本県教育の振興は、これらへき地学校の教育の充実向上に負うところが極めて大きいです。県教育委員会は、昭和48年以来へき地教育の充実を県教育行政の重点施策の一つに掲げ、学級編制基準の改善、へき地小規模校への教員加配等に努めており、現在、国指定へき地学校の児童・生徒数が全体の約9.4%であるのに対して、小・中学校教員の約19.4%がその指導に当たっています（平成22年5月）。

（イ）へき地・小規模校における教育指導

① へき地・小規模校における指導の重点

へき地・小規模校は、その特性やよさを生かした教育実践がなされるよう努力することが大切であり、次の事項を重点として指導の強化を図ります。

（あ）教育目標を明確にします。

児童生徒が、今住んでいる地域に愛着をもち、その特色等についてしっかりと見つけ、考えさせることができる教育を構想し、その実践化を進めます。

(い) 共同研究の体制を整えます。

年間指導計画を整備し、集合学習や合同授業等を実施するなどして、学習指導の改善を図ります。また、一つの地域の各学校が仕事を分担したり、実践の成果を常時交換したりして、小規模校の力を結集するようにします。

② 指導力を充実するための施策

(あ) へき地・複式教育講座を実施します。

島根県教育センター等を会場に小学校へき地・複式教育講座を2日間開催し、教員の資質の向上を図ります。

(い) 複式学級の指導資料の活用を図ります。

(う) へき地教育関係の講座・研究会への参加を奨励します。

全国へき地教育研究大会等へ教員及び指導主事を派遣します。

(6) 幼稚園教育の振興

(ア) 幼稚園における教育内容・方法の充実

県内の各幼稚園が、地域や幼児の実態に即し、創意に満ちた特色ある教育を展開し、幼児教育の一層の充実を図る必要があります。

そのため、次の事項を重点として指導の強化を図ります。

(あ) 各幼稚園の教育課程と指導計画を改善します。

適切な教育目標を設定して、園や幼児の実態に即した教育課程を編成し、これに基づいて具体的な指導計画を作成するよう指導します。

(い) 幼児の発達や学びの連続性を踏まえた教育の在り方を追求します。

幼・保・小の連携した教育について、幼・保・小における合同研修の在り方、教育課程の編成の仕方などを研究します。

(う) 一人一人を見つめ生かす指導方法を探求します。

幼児の興味や欲求を生かし、自発的・自主的な活動が展開されるような指導方法を工夫します。そのため、特に園内研修の充実を期します。

(え) 幼稚園と家庭・地域社会の連携を推進します。

基本的な生活習慣や態度の育成を中心として、家庭・地域社会と密接な連携の下に、幼稚園での保育の展開を図ります。

(お) 研修講座の内容の充実を図る。

県教育委員会が主催する研修講座等について、内容の充実を図ります。

なお、幼稚園と保育所の連携・協力を推進する観点から保育所保育士の参加について配慮します。

- 平成23年度新規採用幼稚園等の教諭研修・平成23年度教職経験11年目研修（幼稚園）
- 幼小連携講座
- 新任特別支援教育コーディネーター研修（幼稚園）＜松江・出雲・浜田・隠岐の4会場＞
- 幼稚園人権・同和教育講座
- 幼稚園教育課程研修

(7) 指導体制の充実

(ア) 指導体制の充実の重点

指導主事の役割の重要性にかんがみ、逐次指導体制の強化を図ってきましたが、平成23年度も引き続き、次の諸点から一層の充実を図ります。

- (あ) 派遣指導主事制度の充実を図り、17市町村教育委員会に指導主事を派遣します。
- (い) 指導主事の市町村担当制により、各市町村や各学校との連携を一層進めます。
- (う) 高校教育課、義務教育課、保健体育課、人権同和教育課、特別支援教育室、教育センター、教育事務所等に所属する指導主事及び市町村教育委員会派遣指導主事の相互の連携を一層緊密にし、それぞれの専門性を生かして指導に当たります。

(イ) 訪問指導の充実

① 学校訪問指導の重点事項

学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施が行われることにより、児童生徒の「生きる力」の育成に資することを目指し、次の内容を重点とし実施します。

- (あ) 学校経営や運営の改善、評価等に関する取組を支援します。
- (い) 教育課程の編成・実施・評価、学習指導の工夫・改善・評価に関する取組を支援します。
- (う) 県教育委員会の指導方針等の周知に関する取組を支援します。
- (え) 学校における教育上の課題及び実態把握に関する取組を支援します。
- (お) 学校教育その他、教育問題にかかわる情報の提供に関する取組を支援します。
- (か) 県教育委員会と市町村教育委員会との連携に関する取組を支援します。
- (き) その他、義務教育全般の充実・発展に関する取組を支援します。

② 学校訪問指導の種類

(あ) 市町村担当指導主事による訪問指導

主として、学校の実態や要望を把握するとともに、教育課程の管理及び学校における授業改善や教育研究（研究発表会や指定事業等を含む）に関わる指導・助言を行います。

(い) 各教科等担当指導主事による教科指導等専門的訪問指導

主として、学校等の要請に基づき特定の教科等における指導力の向上、生徒指導や特別支援教育及び人権・同和教育についての課題等に関わる指導・助言を行います。

訪問指導の実施状況（平成22年度）

（単位：回）

校 種	学校訪問回数	校 種	学校訪問回数
幼稚園・保育所	43	高等学校	172
小学校	1,279	特別支援学校	32
中学校	713	合 計	2,239

(ウ) 指導主事の資質の向上

指導主事の資質を高め、指導力を強化するために、新任指導主事・社会教育主事研修会及び合同指導主事等研修会の開催、県外研修会・講習会への派遣等を行うとともに、指導の在り方、指導の重点等について共通理解を深めます。

(8) 研究指定校・研究推進地区

教育実践上当面している今日的課題に即した研究主題について、実践を通じた研究を積み上げることによって、当該学校及び推進地区の教育の充実・発展を促すとともに、その研究成果を広く県内諸学校に普及して本県教育の振興を図ります。

(ア) 小中学校における研究指定地域・校等事業

平成23年度 幼小中高等学校における研究指定地域・校等事業一覧表

研究指定名		年度	松江教育事務所	出雲教育事務所	浜田教育事務所	益田教育事務所	隠岐教育事務所	
文 部 科 学 省 国 研	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業(義務教育課)	22~23	湖南中					
	道徳教育総合支援事業(義務教育課)	23	1中学校区	仁多中校区	北三瓶中校区	西南中校区	都万中校区	
	学校図書館の有効な活用方法に関する調査研究(義務教育課)	23	松江市・東出雲町			益田市		
	子どものための優れた舞台芸術体験事業(義務教育課)	23	鹿島中	斐川西中 出雲養護		木部中		
	スクールカウンセラー活用事業(生徒指導推進室)	23	松江市 24校 安来市 9校 東出雲町 2校 公立高校11校 市立高校 1校 計47校	出雲市 19校 斐川町 4校 雲南市 7校 飯南町 2校 奥出雲町 4校 公立高校13校 計49校	浜田市 9校 大田市 6校 江津市 5校 川本町 1校 邑南町 3校 美郷町 1校 公立高校11校 計36校	益田市 9校 津和野町 2校 吉賀町 2校 公立高校 4校 計17校	西ノ島町 1校 隠岐の島町 5校 海士町 1校 知夫村 1校 公立高校 3校 計11校	
	「生徒指導・進路指導総合推進事業」の連絡指導員配置(生徒指導推進室)	23	・指導員配置 フリーダス(民間) 双樹学院・安来学園 (児童養護施設) ・教育相談員配置 (宍道高校)		・指導員配置 りべろ(民間) 聖煌寮(児童養護施設)			
	魅力ある学校づくり調査研究事業(生徒指導推進室)	22~23					西郷中学校区	
	スクールソーシャルワーカー活用事業(生徒指導推進室)	23	松江市	出雲市、雲南市	大田市、浜田市、美郷町、	益田市、津和野町、吉賀町	隠岐の島町、海士町、西ノ島町	
	子どもと親の相談員配置事業(生徒指導推進室)	23	(県内の小学校 計10校)					
	子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業(保健体育課)	23						
ふるさと教育推進事業(社会教育課)	17~	全市町村・全小中学校						
放課後子ども教室推進事業(社会教育課)	19~	松江市、東出雲町	出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、斐川町	浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町	益田市、津和野町	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町		
学校支援地域本部事業(社会教育課)	23~	松江市、東出雲町	出雲市、雲南市、斐川町	浜田市、大田市、江津市、美郷町、邑南町	益田市、津和野町、吉賀町	海士町、知夫村、隠岐の島町		
人権教育総合推進地域(人権同和教育課)	23~24			浜田市 (浜田二中・三中校区)				
人権教育指定校(人権同和教育課)	22~23	出雲郷小			高津中			
	23~24		出東小			西郷南中		
特別支援教育総合推進事業(特別支援教育室)	22~	全県 グランドモデル地域	益田市	海士町				
地域の課題に「伝統文化教育実践研究」に応じた教育課程研究事業(義務教育課)	22~23			跡市小				
	22~23	松江市(八東中校区)						
教育課程研究指定校事業(義務教育課)	23~24		河南中					

島根県教育委員会	金銭・金融教育研究校 (義務教育課)	22~23					中西小		
		23~24						知夫中	
	学校図書館活用推進事業 (義務教育課)	23							
	スーパースクール事業 (義務教育課)	23	城北小	西野小	三隅中	吉田小		西ノ島中	
	不登校未然防止実践モデル地域指定(生徒指導推進室)	23		出雲一中校区	浜田一中校区				
	幼保小中連携ステップアップ事業(義務教育課)	23		横田中校区	旭中校区	鎌手中校区		海士中校区	
	学校図書館パワーアップ事業(義務教育課)	21~23							
	中高連携ステップアップ事業(高校教育課)	23		横田高校			益田高校 (益田東中)		
	特色ある学校づくりを支援する30人学級編制(義務教育課)	23	30人学級編制 小学校17校 スクールサポート 小学校10校	30人学級編制 小学校14校 スクールサポート 小学校7校	30人学級編制 小学校8校 スクールサポート 小学校1校	30人学級編制 小学校4校 スクールサポート 小学校1校			
	中学校クラス・サポート事業(生徒指導推進室)	23	松江市 5校 安来市 1校 東出雲町 1校	出雲市 6校 斐川町 2校	浜田市 2校 大田市 1校	益田市 1校			
	心のかけ橋支援事業(生徒指導推進室)	23	松江市 安来市	雲南市	浜田市・大田市 江津市・邑南町	益田市		隠岐の島町	
	連絡調整員配置事業(生徒指導推進室)	23	連絡調整員配置(東部2名・西部2名)						
	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業(生徒指導推進室)	23		出雲市 斐川町	浜田市 川本町 大田市 邑南町	益田市			
	にこにこサポート事業(義務教育課)	23	小学校22校	小学校22校	小学校16校	小学校9校		小学校1校	
	生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業(社団法人日本学校歯科医会指定)(保健体育課)	23~24	鹿島中						
	人権・同和教育指定校・園(人権同和教育課)	22~23	出雲郷小				高津中		
		23~24		出東小	石見幼			西郷南中	
	原子力・エネルギーに関する教育支援事業(義務教育課)	23	松江市	斐川町 雲南市	浜田市 大田市	益田市			
	理科支援員配置事業(義務教育課)	23	全県で82学級に、38名の支援員を配置						
環境教育推進事業(義務教育課)	23	全小中学校を対象							

(イ) 県立学校における研究指定校(文部科学省指定)

校種等	指定内容	年度	指定学校等
高	スーパーサイエンスハイスクール事業	23	松江東高等学校
高	スーパーサイエンスハイスクール事業	19~23	益田高等学校
高	高等学校における発達障害のある生徒への支援モデル事業	23	宍道高等学校
特	特別支援教育に関する教育課程の編成等についての実践研究	22~23	松江ろう学校、松江養護学校、出雲養護学校、石見養護学校、浜田養護学校、益田養護学校、隠岐養護学校、松江清心養護学校、江津清和養護学校

(9) 学習指導要領の趣旨を生かした学校教育

幼稚園の教育要領、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の趣旨に沿い、本県の実態に即して充実した学校教育が行われるよう、特に次の事項に留意して指導を行います。

(ア) 学習指導要領改訂の趣旨徹底

教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育むことを継承する基本的な考え方に立ち、幼稚園、小学校、中学校の新学習指導要領が平成 20 年 3 月に告示されました。

「生きる力の育成」にあわせ、「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視」「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成」を改訂の基本として、教育内容の改善が図られました。

新幼稚園教育要領による教育は 21 年度から始まっています。小学校においては、昨年度までの移行期間を経て、今年度から新学習指導要領による教育が全面実施されています。中学校においては来年度から全面実施となります。

そこで、今年度は、小学校においては、学校訪問指導等を通して新教育課程が確実に実施されるよう指導に努めます。中学校においては、改訂の趣旨の徹底を図るとともに、移行措置の最終年度において実施すべきことを徹底し、全面実施に向けての準備ができるよう指導に努めます。

学習指導要領の改訂を受け、「しまね教育ビジョン 21」の理念・目標を踏まえ、本県の地域性や実態に即した教育課程の基準の見直しを行い、平成 21 年度に島根県教育課程審議会答申冊子、「島根の教育で大切にしたいこと」（リーフレット）を作成し全教員に配付するとともに、「教育課程の編成・実施の手引」を各校に配付し、全面実施に向けた県の指針を示しています。さらに、平成 22 年度には「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック [小学校]」を作成し配付しました。これらを活用して授業改善等を行い、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育を推進します。

高等学校においては、新学習指導要領が平成 21 年 3 月に告示されました。そこで、昨年度は管理職を中心とした説明会を実施するとともに、島根県教育課程審議会において協議を重ね、教育課程の基準の見直しを図ってきました。また、島根県教育課程審議会答申を基に「高等学校教育課程編成・実施の手引」を本年度作成・配付すると共に、新教育課程説明会を平成 22 年度～平成 23 年度に実施し、先行実施での適切な導入と、全面実施に向けての準備ができるよう指導に努めます。

(イ) 学校運営の見直し

学習指導要領に基づく学校教育を一層充実するために、各学校が実態を踏まえ学校運営に創意工夫が図られるよう指導します。特に、学校教育目標の具現化及び授業時数確保の方策、年間指導計画、週時間表、日課表の見直し等、児童生徒の実態に即した具体的な学校運営の検討が十分行われるよう努めます。

また、児童生徒の「生きる力」をはぐくみ、健やかな成長を促すためには、地域と一体となった特色ある教育活動や、児童生徒一人一人の個性に応じたきめ細やかな指導が大切になります。このため、各学校が教育方針や児童生徒の様子などの情報を提供し、家庭や地域社会の理解や協力を得ながら学校教育を展開するよう、学校評議員制度（平成 12 年 4 月施行）、学校運営協議会制度（平成 16 年 9 月施行）、学校支援地域本部事業（平成 20 年 6 月施行）の活用を図ります。

県立学校においては、これまで各学校で行われていた年度末評価などを見直し、保護者らの外部評価を加え、客観的に学校教育活動を検証する新しい学校評価システムを全学校で導入し、開かれた学校づくりの一層の推進に努めます。

小中学校においては、学校評価ガイドブック「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」（平成 19 年 3 月島根県教育委員会）に基づいた学校評価システムのさらなる充実を図り、学校関係者評価を積極的に実施し、学校関係者や地域とともに学校改善に努めます。

(ウ) 指導内容の精選

児童生徒に適切な学習指導を行うための基礎的・基本的な指導内容についての研究が、各学校及び研究会等において着実に積み上げられるよう努めます。

また、研究指定校の研究成果や各学校における研究実践が県内全学校に広く活用されるよう普及に努めます。

(10) 学習指導の改善と充実

学習意欲を高めるとともに、各教科等における言語活動を充実させます。学習の基盤としての、学び合い高め合う集団づくりを基盤として、一人一人の子どもの考える力を伸ばす授業をめざします。

(ア) 授業の改善

(あ) 学習に対する意欲が高まるよう適切な指導に努めます。その際、基礎・基本を重視し、体験的学習や問題解決的学習を大切にし、児童生徒が主体的に学習に取り組むようにします。

(い) 思考力、判断力、表現力等をはぐくむために、言語に関する能力の育成を図る上で必要な環境を整えるとともに、言語活動を重視した授業を展開します。

(う) 児童生徒一人一人の習熟度や特性に応じた指導方法の改善を図ります。その方策の一つとして、少人数指導など個に応じたきめ細かな指導方法の改善を一層推進します。

(イ) 教員の指導力の向上

教員の教科経営力や教科指導力を高める事業を実施し、授業の改善につなげます。

(ウ) 教材・教具の効果的な活用

(あ) 地域の「ひと・もの・こと」を素材とした教材化を積極的に進めます。

(い) 新学習指導要領に対応した教材・教具の充実に努めます。

(エ) 評価方法の工夫改善

(あ) 新学習指導要領に示された趣旨やねらいを踏まえ、評価の規準や方法を工夫・改善します。

(い) 学習の評価を通信簿や面談などを通じて日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、評価が児童生徒の学習の改善に生かされるようにします。

(11) 特別活動の充実

学校教育における特別活動の意義を積極的にとらえ、次のことを重点として特別活動の充実を図ります。

(ア) 指導の重点

(あ) 望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、よりよい人間関係を築く力や社会に参画する態度、自治的能力の育成を図ります。

(い) 児童生徒の自主的・自発的な活動を一層重視するとともに、発達の段階や課題に即した指導を実践します。

(う) 各活動等を通して育てたい態度や能力を明確にし、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、

総合的な学習の時間等との関連を図った計画を立てたり、指導方法や教材を工夫したりします。
 (え) 体験活動や生活を改善する話し合い活動及び多様な異年齢の子どもたちからなる集団活動を一層重視します。

(イ) 指導充実の施策

- (あ) 指導主事の学校訪問指導等を通じ、特別活動の充実を図ります。
- (い) 説明会等により学習指導要領の趣旨の徹底を図り、創意ある特別活動の推進に努めます。

(12) 各教育指導の充実

(ア) 情報教育の推進

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
島根県教育用ポータルサイト (義務教育課)	データベース機能を追加した教育用ポータルサイトの教育情報の蓄積や提供によって、県内の学校の授業においてネットワークを有効に利用した教育活動を展開します。	—
教育用ソフトウェアライブラリ (教育センター)	島根県教育センターでは、県内の職員に学習活動等に必要教育用ソフトウェアの展示と試用の場を提供し、積極的な活用を推進しています。	—
「エル・ネット」 (教育センター)	インターネットを利用した番組配信システムです。平成19年度まで配信されていた番組をDVD-Rに記録保存し、視聴及び貸し出しを行っています。(DVD650本)	—

② 指導の重点

社会の情報化に適切に対応する学校教育の在り方は、主体的なものごとを考え、判断できる能力や態度を育成することが重要です。そのためには、主体的に学ぶ意欲をもたせること、体験的学習や問題解決的な学習を行うこと、思考力、判断力、創造力を知育の基本に捉えることなどを重視しなければなりません。

情報教育を進めるに当たっては、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成します。

- (あ) 社会の急速な変化に主体的に対応できるようにするための情報活用能力
- (い) メディアの役割と特性を踏まえ、情報をコミュニケーションなどに活用する力と情報を主体的に選択・処理し、問題を発見・解決する際に欠かせない創造的思考力と合理的判断力
- (う) 情報通信ネットワーク等を使用した犯罪に対応するための、ネット被害防止等の情報安全、知的財産の保護等の適正な活動を行うための基になる考え方と態度

なお、指導に当たっては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科等の目標、内容及び相互の関連を踏まえつつ、学校教育活動全体を通じて、意図的、組織的、計画的に進めることが大切です。

(イ) 環境教育の推進

学校の教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に即して人間と環境とのかかわりについ

て理解させ、人間生活が環境と協調していくことの意味について指導し、持続可能な社会をめざします。

また、平成 22 年度に策定された「第 2 期島根県環境基本計画」を基に、学校、家庭、地域社会での環境教育を一層推進することとしています。

学校教育における環境教育の基本的な考え方、進め方は、次のとおりです。

① 学校での全教育活動を通じての取組

(あ) 環境教育の意義や重要性を踏まえ、全教職員の共通理解のもとに、全校的な指導体制の確立に努めます。

(い) 児童生徒や地域の実態を踏まえ、環境教育の課題と指導内容を学校でのすべての教育活動の中に位置づけ、計画的にその実践に努めます。

② 教科間の連携を踏まえた指導計画の作成

(あ) 各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図り、体系的な取り扱い方をするよう指導計画を作成します。

(い) 児童生徒の発達段階や各学校の実態に応じて、各教科等の相互の関連を明確にし、連携を図ります。

③ 教材等の工夫開発と指導方法の工夫改善

身近な環境問題の具体的な事例の教材化や体験活動の充実、地域の人材を生かす等、指導方法の工夫に努めます。

④ 「学校版エコライフチャレンジしまね」への参加

学校におけるエネルギー消費量などを把握するため、ウェブ上にエネルギー消費量の記録簿を作成し、環境に負荷の少ない学校生活を営むきっかけにします。

このような取組を通して、環境に関心をもち、よりよい環境をつくるために、自己の生活を見直し、環境に配慮した行動ができる人を育成します。

また、教員研修については、県教育センター主管の「環境教育講座」で、実験や実習を取り入れながら小・中・高等学校教員を対象に体験的研修を実施しています。

(ウ) 消費者教育の推進

消費者基本法に基づき、平成 22 年 3 月に新たな「消費者基本計画」が閣議決定され、消費者基本法の基本理念である「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」を一層充実させるため、消費者政策の基本方向として、「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が位置付けられました。

県民の消費生活の安定及び向上をめざし、消費者の自律を支援するため施行された島根県消費生活条例に基づき、島根県消費者基本計画が策定され、自立支援施策として、学校教育における消費者教育の推進を図ることとしました。消費者教育を充実するとともに、地域の人材や団体を活用した消費者教育の推進を図っていくこととしています。

「賢い消費者」、「自立した消費者」の基礎づくりのため、本県においては現在、小・中・高等学校用に、消費者教育指導資料を刊行しています。また、若者の消費者被害を未然に防止する

ため、消費者講座を開設したり、消費者啓発用パンフレット「ヤングのためのくらしのアドバイス」を県内の高校3年生全員に配付しています。また、小・中・高等学校の全教員に消費者教育情報紙「すくすく消費者」を配付しています。さらに保護者への啓発を行うため、小学5・6年生保護者に「こどもたちも小さな消費者」と題した冊子を配付しています。

これらを有効に活用し、消費者教育の一層の推進を図ることとしています。

(エ) 統計教育の推進

「ものごとを実証的・客観的・合理的に判断することのできる人間の育成」をめざし、児童生徒に対し、情報の収集、選択、解釈等の統計処理の仕方や情報を作成・伝達する技術を習得させ、自らの力で問題を解決する能力・態度を養う必要があります。このため、特定の教科・領域に偏ることなく、統計教育の推進・充実を図ります。

(13) 教科用図書の採択と無償給与

小・中・高等学校、特別支援学校においては、学校教育法によって文部科学大臣の検定を経た教科用図書（文部科学省検定済教科書）又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（文部科学省著作教科書）を使用しなければならないと定められています。

例外として、高等学校、特別支援学校並びに特別支援学級において、文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書がない場合等特別の場合には、これ以外の教科用図書を使用することができるとされています。（学校教育法附則第9条の規程による教科用図書）

また、国立、公立及び私立の義務教育諸学校の児童・生徒の使用する教科用図書は、全額国庫負担で給与されることとなっています。これは、憲法に掲げる義務教育無償の理念をより広く実現するため、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づくものです。

なお、平成23年度には、平成24年度使用中学校、小・中学校特別支援学級使用教科用図書、特別支援学校小・中学部使用教科用図書の採択を行うこととなっています。

(ア) 平成23年度使用教科用図書

校 種 等	採択年度
小学校	平成22年度
中学校	平成21年度
小・中学校の特別支援学級（一般図書）	平成22年度
高等学校	平成21年度
特別支援学校	平成22年度

(イ) 教科用図書の研究

教科書研究が一層推進されるように、下の7か所の教科書センターと5か所の教科書センター分館を設け、教科書見本本を展示し研究者の閲覧に供します。

・教科書センター

教科書センター名	利用施設の名称
松江教科書センター	島根県教育センター
出雲教科書センター	出雲市立出雲中央図書館

浜田教科書センター	島根県教育センター浜田教育センター
川本教科書センター	川本町立川本小学校
益田教科書センター	益田市勤労青少年ホーム
隠岐教科書センター	隠岐の島町教育委員会
海士教科書センター	海士町教育委員会

・教科書センター分館

教科書センター分館名	利用施設の名称
松江教科書センター安来分館	安来市教育委員会相談室
出雲教科書センター横田分館	奥出雲町立横田中学校
出雲教科書センター掛合分館	雲南市立掛合中学校
浜田教科書センター大田分館	大田市教育研修センター
益田教科書センター日原分館	津和野町立日原小学校

(14) 教育センターの充実

教育センターは、島根県教育センター設置の趣旨に則り、国の教育改革の動向や本県教育の現状に即し、教職員の研修、教育に関する調査・研究、教育相談、教育情報事業及び学校・教職員への支援などを行うため、次の方針によって運営します。

ア 企画・研修事業

島根県教職員研修計画の研修体系に基づいて、計画的かつ継続的な研修を行い、教職員の資質・能力の向上を図ります。

イ 調査・研究事業

本県教育の実態に即応し、学校現場で役立つ開発的かつ実践的な調査や研究を行います。

ウ 教育相談事業

教育相談の充実を図り、幼児・児童生徒の自己実現や社会的自立への支援を行います。

エ 教育情報事業

教職員の情報活用能力の向上を図るとともに、教育の情報化の推進に努めます。また、教育関係情報の収集や蓄積、提供に努めます。

オ 学校・教職員支援事業

各種教育活動に関して指導や助言を行うとともに、学校訪問などにより学校や教職員に対する総合的な支援に努めます。

(ア) 研修事業

① 事業内容

- (あ) 経験年数に応じた研修講座
- (い) 教科等、教育課題、職務等に関する研修講座
- (う) 学力向上プロジェクトに関する研修講座
- (え) 指導改善に関する研修
- (お) 情報教育、教育工学及び教育の情報化等に関する研修講座
- (か) 生徒指導・教育相談推進に関する研修講座
- (き) 特別支援教育に関する研修講座

- (く) 教職員の人間関係能力を高めることに関する研修講座
- (け) 学級経営、児童生徒理解に関する研修講座
- (こ) 市町村立学校事務職員に関する研修講座

(イ) 調査・研究事業

① 事業内容

- (あ) 本県の教育課題に応じた調査・研究
- (い) 学校が抱える今日的な課題の解決に役立つ調査・研究
- (う) 本県の教育行政に寄与する調査・研究

(ウ) 教育情報事業

① 事業内容

- (あ) 教育情報の提供（ライブラリーセンター・学校教職員支援コーナー）
 - (ア) 学習活動等に必要教育用資料・コンテンツ等の利用支援
 - (イ) ライブラリーセンター所蔵書籍の運営・管理
 - (ウ) 教育情報通信ネットワーク「エル・ネット」情報の提供
- (い) 教科書の展示・貸し出し
 - (ア) 小学校・中学校・高等学校用教科書、特別支援学校及び特別支援学級用図書
- (う) 島根県教育センターのWebサイトの運用・管理
- (え) 島根県教育情報ネットワークサーバ群「しまねっと」の運営・管理
 - (ア) 全県域WANを利用したインターネットサーバの運用
 - ・「しまねっと」利用全般に関する支援
 - ・県立学校ホームページサーバの提供
 - ・県立学校Eメールアドレスの発行と管理
 - ・「島根県教育用ポータルサイト」の利用支援
- (お) 教育情報処理業務
 - (ア) 島根県学校保健統計処理
 - (イ) 児童・生徒の体力・運動能力調査に関する統計処理
 - (ウ) 島根県学力調査分析プログラム管理
 - (エ) 出退勤状況記録集計プログラム管理

(エ) 教育相談事業

① 事業内容

- (あ) 所内における教育相談
 - (ア) 不登校、いじめ、学習・集団不適應や発達等についての教育相談
 - (イ) 教職員に対する幼児・児童生徒への支援のあり方や進め方、予防的あるいは開発的教育相談の進め方、幼児・児童生徒理解の方法等についてのコンサルテーション
- (い) 出張教育相談
 - (ア) 島根県教育センター実施
 - ・出張教育相談（年間2回）
 - (イ) 島根県教育センター浜田センター実施
 - ・益田地域出張教育相談（年間6回）、大田地域出張教育相談（年間6回）

- (う) “こころ・発達”教育相談室における教育相談
 - (ア) 医療等の関係機関と連携した教育相談
 - ・島根県立こころの医療センターに隣接する出雲市立神戸川小学校・河南中学校若松分校内に設置

(オ) 学校・教職員支援事業

① 事業内容

- (あ) 校内研修支援（出前講座・要請訪問）
 - (ア) 校内研修やP T A研修などに指導主事等を講師、指導・助言者として派遣
- (い) 情報発信・収集
 - (ア) 島根県教育センターW e bサイトの充実
 - ・講座内容や実施要項などに関する情報の発信
 - ・貸出可能な施設・設備に関する情報の発信
 - ・収集資料に関する情報の発信
 - ・研修講座に関する受講者申込のための「w e b入力フォーム」の活用
 - ・教育の情報化に関するリンク集
 - (イ) 島根県教育用ポータルサイトの利用促進
 - ・メニューの更新と保守作業による活用支援
 - ・コンテンツの収集
- (う) 地域との連携
 - (ア) 「わくわくセンター祭り」の開催
 - ・児童生徒や保護者、地域の方の人間関係づくりや理科実験、算数教室、パソコン実習などへの参加・体験
- (え) 資料収集・提供
 - (ア) 教育研究に関する資料の収集・整理
 - (イ) 学習活動等に必要教育用ソフトウェアの収集・展示、試用の場の提供
- (お) 相談・問い合わせへの対応
 - (ア) 来所や電話等による情報処理等に関する質問、問い合わせ、相談等に対する担当指導主事による指導・助言及び情報の提供

(15) 各種奨学事業

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
島根県高等学校等奨学事業 (高校教育課)	勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な高校生等に対して、公益財団法人島根県育英会を通じ、奨学金等を貸与します。	316,929
特別支援教育就学奨励費 (特別支援教育室)	特別支援学校の児童・生徒の保護者の負担軽減を図るために負担能力に応じ就学に必要な経費の全部または一部を負担します。	182,866

(16) 福利厚生事業の推進

教職員の健康の保持・増進と福利の向上、生活の安定を図るため、公立学校共済組合及び（財）島根県教職員互助会と連携し、各種の福利厚生事業の充実に努めます。

(ア) 福利課の事業

教職員の健康管理に関する事業、地方公務員法に基づく元気回復事業、教職員住宅の維持管理等を行います。また、公立学校共済組合及び（財）島根県教職員互助会が実施する各種事業に対して積極的な支援を行い、福利厚生事業全体の充実に努めます。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
教職員の健康管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生推進事業（衛生管理者、産業医の設置等） ・健康調査・分析事業（復職審査会、専門復職審査会等） ・健康診断事業 ・健康教育・指導事業（保健指導、生活習慣病予防対策） ・メンタルヘルス対策事業（メンタルヘルス研修、心の健康相談、教職員ストレスカウンセリング、職場復帰支援プログラム） 	47,473
教職員の福利厚生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生活動推進事業 ・共済組合、互助会事業の指導、支援 	67,467
教職員住宅管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の維持管理（修繕、特定修繕、管理経費） 	80,618

(イ) 公立学校共済組合の事業

地方公務員等共済組合法に基づき、組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ります。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容
短期給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・医療や災害等に関する給付事業（法定給付、附加給付、一部負担金の額の払戻し）
長期給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年金に関する給付事業（退職共済年金、障害共済年金等の公的年金）
福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の保持増進等福祉の向上に資することを目的とした事業 (1) 保健事業（特定健診・保健指導、健康管理事業、一般事業） 医療保険者に義務づけられた特定健診等のほか、人間ドック及び健康の維持及び増進を図ることに重点を置いて実施しています。 (2) 貸付事業 組合員が、臨時に資金を必要とする場合、子女の教育に資金を必要とする場合、住宅の建築・宅地の購入に資金を必要とする場合等に、貸付けを行っています。 (3) 宿泊事業（松江宿泊所「サンラポーむらくも」の運営） サンラポーむらくもは、教職員の福利厚生のために設立された宿泊施設です。現職の教職員及び退職された教職員の皆様に優先的にご利用いただけるのはもちろんのこと、一般の方々にも幅広くご利用いただける宿泊施設となっています。旅行や職場のご宴会、会議、婚礼などご利用をいただいています。

(ウ) 財団法人島根県教職員互助会の事業

職員の互助会に関する条例に基づき、会員とその家族の福利増進を図ります。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容
福利厚生活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福利厚生啓発事業（事業説明会の開催、広報誌「福利しまね」の発行等）
相互扶助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会員及びその被扶養者の相互救済を目的に、病気、負傷、出産、災害などに対する給付事業を行っています。
厚生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・元気回復助成事業 所属所長が所属会員の元気回復やコミュニケーションの充実を目的とした元気回復事業を実施した場合、会員1人当たり2,500円を助成 会員個人が元気回復助成事業を実施する時、5,000円を助成 ・教育啓発研修助成事業 ◇助成型事業：会員等が実施する研修や研究発表・視察等の各種事業に助成 ・教育会館利用助成 会員又は家族が島根県教育会館に宿泊したとき、1人1泊1,000円を助成 ・ライフプランセミナー 教職員の生涯生活設計づくりの支援を行うためのセミナーを開催
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業（文化講演会、地区別公益事業、地域交流・社会教育支援事業、文化・スポーツ活動支援事業、学校図書充実事業） ・積立貯金事業 会員の福利向上を図るため、積立貯金事業を行っています。 ・積立年金事業 公的年金の補完を図り、退職後の安定を目的として積立年金事業を実施しています。企業年金保険型で、本会が実施することによって教職員全体のスケールメリットが発揮でき、また掛金は個人年金保険料の控除対象となります。 ・退職互助医療事業 退職後の生活をより豊かなものにするため、相互扶助の精神に基づいて退職してから70歳に達するまでの医療費補助と生きがいを高める厚生事業（終身適用）を行っています。 ・貸付事業 会員が臨時に資金を必要とする場合に貸付を行っています。（貸付事由は問いません。） ・団体扱保険事業 会員が契約する保険の保険料徴収事務を団体扱いで行っています。（互助会が契約する保険会社に限ります。） ・島根県教育会館の管理運営 宿泊施設、教育関係諸団体や一般団体等への貸事務室、貸駐車場を営んでいます。宿泊部門については、平成16年10月からサンラポーむらくもに業務を委託しています。

(17) 文化遺産の継承

本県には特色のある歴史的文化的文化遺産が数多く存在しています。こうした文化遺産は県民共有の財産であり、適切に保存・継承し活用を図ることにより、本県の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史文化を生かした地域づくりを進めます。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
指定文化財等保護事務 (文化財課)	県内に広く存在する文化財について調査し、特に重要な文化的価値のある物件については、文化財保護審議会に諮問のうえ、指定文化財として指定し、適切な保護措置をとります。また、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく登録審査を実施します。	1,524
埋蔵文化財保護事務 (文化財課)	埋蔵文化財包蔵地での開発に関し、貴重な文化財が破壊・消失されないよう適切な措置を講じます。 埋蔵文化財包蔵地の所在を適切に把握するため、遺跡カード・遺跡GISの整備を行います。 また、県内の遺跡の詳細な分布調査や確認調査を実施し、開発との調整を図ります。	21,878
歴史遺産保存整備事業 (文化財課)	国、県指定文化財の保存・活用のための修理や整備を促進し、地域の財産として継承に努めます。文化財の修理等について多額の経費を要するものについては、引き続きその経費の一部を助成します。	115,907
文化財活用事業 (文化財課)	県民の文化財に対する関心を高め理解を深めるため、文化財に関する資料を収集・整理し、広く一般に公開しています。本年度も引き続き、文化財を活用する教材・資料の作成に努めるとともに、県民に興味の深いテーマで文化財講座を開催します。また、文化財資料のデジタルデータ化や、寄贈図書等の整理を行います。	2,700
埋蔵文化財調査センター事業 (文化財課)	公共事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を行うとともに、埋蔵文化財調査センターを管理運営します。	391,753
八雲立つ風土記の丘事業 (文化財課)	八雲立つ風土記の丘に関する資料を適切に保管し、周辺史跡の維持・管理を行います。来訪者が快適に利用できる環境の保全を行い、資料の展示等により八雲立つ風土記の丘の文化財の活用を推進します。	57,648
古墳の丘古曾志公園事業(文化財課)	施設を適切に管理し、来訪者が古墳などにふれあいながら憩いの場として利用できるよう運営します。	4,850
古代文化の郷「出雲」整備事業 (文化財課)	出雲地域に存在する貴重な文化遺産を野外博物館としてネットワーク化を図り、出雲全体で歴史文化が体感できる「古代文化の郷“出雲”」整備事業を実施しています。 国史跡出雲国府跡の発掘調査、県内各地に存在する文化財を活用していくための調査などを実施します。	10,968

未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 (世界遺産室)	<p>平成19年に世界遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」の調査研究を推進し、世界遺産としての価値を高めるとともに、シンポジウム等を通じてその価値を広く情報発信します。</p> <p>特に、登録時にユネスコから東アジア鉱山との比較研究を求められたことや、イコモス勧告において価値証明の物証不足が指摘されたことに対応するため、他機関との連携・共同により、多角的な調査研究を進めます。</p> <p>また、世界遺産として適切に整備・保存管理を行うため、大田市が行う遺跡の整備事業、「石見銀山世界遺産センター」の運営などを支援します。</p>	130,444
----------------------------	--	---------

(18) 古代文化の活用

本県には荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一の完本として伝わる出雲国風土記、出雲大社など、全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承されています。

これらの古代文化の活用により、本県の存在意義を全国に強くアピールし、歴史と文化を生かした地域づくり、郷土への誇りと愛着もった人づくりに貢献し、創造性に満ちた未来の構築に寄与します。

① 主な事務事業

事務事業名	事業内容	予算額(千円)
古代文化研究事業 (文化財課)	<p>本県には古代から現代に至るまでの悠久の歴史と、荒神谷遺跡・加茂岩倉遺跡出土の青銅器に代表される有形の文化財や神楽や隠岐国分寺蓮華会舞などの伝統芸能や神迎神事に始まる神在月の風習など独特の文化が存在します。</p> <p>他の地域にはない、本県が誇るこの歴史と文化を積極的に活用し、県内外に広く情報発信することにより、本県固有の魅力を創出し、地域の振興を図っていく必要があります。</p> <p>このため古代文化センターでは、考古学・歴史学・民俗学・文化人類学など総合的、基礎的な調査・研究を行うとともに外部の客員研究員との共同研究、東アジア地域を視野に入れた国際的研究にも取り組んでおり、その成果は様々な方法で情報発信を行っています。</p>	33,408
古代出雲歴史博物館運営事業 (文化財課)	<p>古代出雲歴史博物館は、日本一の高さを誇ったと言われる出雲大社、日本一の出土数を誇る荒神谷の銅剣(国宝)や加茂岩倉遺跡の銅鐸(国宝)、世界遺産登録の石見銀山遺跡など、島根県が全国に誇る特色ある歴史文化を分かりやすく展示するとともに、全国に情報発</p>	356,503

	<p>信する施設です。</p> <p>県民参加の場、学校教育とも密接に連携した学習機会 の場として、地域に開かれた交流活動を行います。</p> <p>「古代出雲歴史博物館活用の手引き」を各学校に配布し、活発な利用を目指しています。</p> <p>また、島根の歴史と文化に関するネットワークの結節点として、県内の博物館・資料館や県民の皆様と協力・連携を図り、調査研究や展示を行うと共に、情報の提供や資料の保護に努めます。これにより、郷土の成り立ちを理解し、新しい文化の創造に寄与していきます。</p>	
<p>神話のふるさと「古代出雲」展開催事業 (文化財課)</p>	<p>古代から受け継がれてきた「しまね」の古代文化の魅力を広く県内外に発信するため、東京・京都・島根(古代出雲歴史博物館・八雲立つ風土記の丘展示学習館)において、古代出雲や出雲大社に関連する考古資料・歴史美術品等を展示する特別展を開催します。</p>	208,554